

# 子ども・子育て支援対策調査 特別委員会報告資料

令和4年8月24日

報告事項件名	頁
(教育指導部) なし	
(学校運営部) なし	
(子ども家庭部)	
(1) 社会福祉法人朝陽会(旧南流山福社会)の状況について	2
(2) いづみ保育園への対応状況について	7
(3) ベビーシッター利用支援事業の新規実施について	10
(4) 令和5年4月保育施設利用申込受付について	11
(5) 保育施設の臨時休園等に伴う保育料の還付誤りについて	15

( 教育委員会 )

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年8月24日

件名	<b>社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会）の状況について</b>
所管部課名	子ども家庭部 私立保育園課、子ども施設運営課 福祉部 福祉管理課
内容	<p>日ノ出町保育園を運営する社会福祉法人朝陽会（あさひかい／旧南流山福祉会から法人名変更）の現在の状況について報告する。</p> <p><b>1 法人役員の改選について</b></p> <p>（1）理事の任期満了に伴い、令和4年6月20日に開催された評議員会において新たに理事8名が選任された。 なお、前理事長は理事に選任されなかった。</p> <p>（2）令和4年6月21日に開催された臨時理事会において、新理事長等が選任された。</p> <p><b>2 日ノ出町保育園の園長交代について</b></p> <p>令和4年6月21日に開催された臨時理事会において、「施設長および副園長選任の件」の議案が承認され、令和4年7月1日から新たな園長及び副園長の就任が決定した。 また、令和4年6月30日に法人から区へ園長の変更届が提出され、区から東京都へ届出を行った。</p> <p><b>3 法人による保護者説明会</b></p> <p>法人が新園長等の就任及び前園長の解雇について、日ノ出町保育園で保護者説明会を開催した。</p> <p>（1）日時 令和4年7月3日（日）16時～19時15分</p> <p>（2）出席者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人役員 7名（理事・評議員）</li> <li>・ 保護者等 約70名</li> <li>・ 区職員 3名（傍聴として参加）</li> </ul> <p>（3）説明内容</p> <p>前園長の解雇理由について主に以下の説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の給与から控除した社会保険料を納付せず、さらに未払いの社会保険料を決算書に計上しなかった。</li> <li>・ 前園長が自身の給与を不適切に昇給させていた。</li> <li>・ 通勤手当の不正受給をしていた。</li> <li>・ 法人事務所へ不法侵入し、書類やデータを消去した。</li> <li>・ 文書偽造等のコンプライアンス違反行為があった。</li> </ul>

(4) 保護者からの意見

- ・ 法人の説明に対して前園長からも説明させるべきだ。
- ・ この説明会に前園長を出席させるべきだ。
- ・ 園児のために年度末まで前園長を変更しないでほしい。
- ・ 解雇理由が事実であれば、社会通念上、前園長の解雇は当然である。
- ・ 前園長が年度末まで残るのは現実的ではない。
- ・ 不法侵入等が事実であれば、今後、前園長を園内に入れるべきではない。
- ・ 現在の園の財務状況、未納の社会保険料の支払い計画等を保護者に周知してほしい。

(5) 法人の回答

上記の保護者からの意見に対して、以下の回答があった。

- ・ 前園長の出席は認められない。
- ・ 前園長は理事に就任した際に「理事会の決定に従う」と署名しており、解雇の決定は覆らない。
- ・ 園の財務状況等を保護者に対して文書で周知していく。

#### 4 区への対応

(1) 区と法人との対応経過の確認

- ・ これまでの経過が理事らに伝わっていないと思われることから、7月22日に新理事長に対して、区・法人間の対応経過の資料を手渡した。
- ・ 8月中に新理事長らにヒアリングを実施し、継続している各課題（以下（2）参照）について、新役員の考えを求めていく。

(2) 継続している主な課題

- ア 平成29・30年度の不適正な支出について、前園長から園会計への返還計画等の報告（R1. 12. 13）
- イ 新田三丁目なかよし保育園の指定管理委託料の精算書（約400万円の返還）の提出（R2. 12. 11）
- ウ 社会保険料未納についての原因究明、再発防止策の検討等（R4. 4. 22）
- エ 過年度の不適正支出の清算及び清算状況の報告（R4. 4. 22）

※ 括弧内は、P5～6「足立区と朝陽会（旧：南流山福祉会）の経過」の該当箇所

(3) 日ノ出町保育園の運営について

- ・ 保護者説明会において、保護者に周知すると説明があった園の財務状況等について、区に対して早期に説明するよう求めていく。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>園長交代等によって様々な不安を持つ保護者に対して、法人による丁寧な説明や対応を求めるとともに、安定した保育が維持されるよう園運営を注視していく。</li> </ul>
<p>問 題 点 今 後 の 方 針</p>	<p>園長交代後も安定した保育を維持し、園児に影響が生じないよう、保育園現場の状況を随時確認する。</p>

## 足立区と朝陽会（旧：南流山福祉会）の経過

年月日	内 容
H21. 4. 1	日ノ出町保育園民営化により、南流山福祉会（所轄：千葉県）が運営事業者となる（土地の無償貸与及び建物等の無償譲渡）
H25. 4. 1	新田三丁目なかよし保育園の指定管理者に南流山福祉会（所轄：千葉県）を選定
H26. 10. 31	南流山福祉会が日ノ出町保育園の園舎を建て替え
H26. 12. 3	東京都が日ノ出町保育園で指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成25・26年度の不適切な支出について情報提供
H27. 4. 3	東京都が平成26年12月に日ノ出町保育園で実施した指導検査の結果を受け、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成25・26年度の不適切な支出に関する報告を求める
H27. 12. 24	平成27年4月の足立区（子ども家庭部）からの要請を受け南流山福祉会が設置した第三者委員会による調査報告が足立区へなされた
H28. 11. 8	南流山福祉会が設置した第三者委員会の報告内容について、足立区財政援助団体等に関する調査委員会へ諮問したことに対する答申 ① 私立保育園における運営費の適切な取り扱いについて基準が示された ② この基準を踏まえ、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に対して、園長が行った不適切な支出を園会計に返還させると報告があった ③ 令和4年3月末時点で、令和4年2月分まで返還していることを確認済み（※ 令和7年度完済予定）
H29. 6. 12	足立区（子ども家庭部）が日ノ出町保育園の平成28年度運営費算定を誤ったことによる南流山福祉会への過払い分の返還要請（過払い分は令和3年3月に分割返納が終了）
R1. 8. 1	東京都が日ノ出町保育園に指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成29・30年度の不適切な支出について情報提供
R1. 12. 13	東京都が令和元年8月に日ノ出町保育園で実施した指導検査の結果を受け、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成29・30年度の不適切な支出に関する報告を求めた ① 令和3年5月24日、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に、不適切と認めた支出を園長から園会計に返還させると報告 ② 令和4年3月11日、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、令和4年3月31日までに返還計画及び返還実績を報告するよう要請（令和4年7月末現在、返還計画及び返還実績は報告されていない）
R2. 11. 30	足立区（子ども家庭部）が新田三丁目なかよし保育園の指定管理者を解除し、直営園化（卒園・転園により、令和4年3月末から在園児童なし） 南流山福祉会は足立区において日ノ出町保育園1か所のみでの運営となる
R2. 12. 11	新田三丁目なかよし保育園の令和2年4月～11月分の指定管理委託料の精算書（約400万円の返還）の提出を依頼（令和4年7月末現在、精算書は提出されていない）

R3. 4. 30	南流山福祉会の法人本部の移転により、法人所轄庁が千葉県から足立区（福祉部）に移管され、社会福祉法に基づく指導監査の権限が移る
R3. 10. 22	南流山福祉会が法人名を朝陽会に変更
R4. 3. 18	朝陽会の理事会において、日ノ出町保育園の職員の給与から控除した社会保険料（約3,000万円）が未納であることが判明。また、日ノ出町保育園園長を令和4年4月30日付で解雇することを決定
R4. 3. 23	千葉県の指摘事項等の検証がほぼ終了したことから足立区（福祉部）が指導監査を実施
R4. 3. 30	園長解雇や社会保険料未納の件について、足立区（福祉部）から朝陽会に対し「法人指導にかかる依頼事項について」を送付（回答期限：令和4年4月15日）
R4. 4. 22	足立区（福祉部）が令和4年3月23日に実施した指導監査の結果として、以下を文書指摘 ① 監事1名の欠員補充 ② 評議員会の招集を適正に行うこと ③ 予算執行及び資金管理の体制確保（社保料未納の原因究明、再発防止等） ④ 過年度の不適正支出等の清算
R4. 4. 28	① 朝陽会が足立区（福祉部）に「法人指導にかかる依頼事項について」回答を提出 ② 園職員への説明結果を踏まえ、法人から足立区（子ども家庭部）に、園長の解雇時期を「6月末」まで延長すると連絡
R4. 5. 26	理事会において、園長の解雇時期を「10月末」まで延長
R4. 6. 6	足立区（福祉部）の指導監査における文書指摘に対し、法人が区へ改善状況報告書を提出
R4. 6. 21	臨時理事会において、新理事長の選任及び日ノ出町保育園の新園長の選任を承認
R4. 7. 1	新園長及び新副園長が就任 ※ 前園長は令和4年6月30日付け解雇
R4. 7. 3	法人が保護者説明会を開催し、新園長・副園長の就任及び、前園長の解雇理由について説明

※ 東京都とも情報共有し、連携して対応していく。

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年8月24日

件名	いづみ保育園への対応状況について
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課
内容	<p>保育士が大量退職したことにより、令和4年4月以降、保育の継続ができなくなったいづみ保育園（社会福祉法人泉光会いづみの杜）にかかる対応状況について報告する。</p> <p><b>1 休止承認申請の提出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該園は令和4年4月入所から募集を中止していたが、東京都保育所設置認可等事務取扱要綱に定める休止承認申請を提出していなかった。</li> <li>区及び都の指摘を受け、7月12日付けで法人から区に対して休止承認申請が提出されたため、区意見書を添え、7月15日付けで区から都に進達した。 （休止予定年月日：令和4年4月1日～10月31日）</li> <li>7月25日付けで都が「保育所の再開にあたっては、休止に至った原因究明及び労働環境の改善等の再発防止策を講じること。また、相当期間の余裕をもって、事前に都及び区と協議すること」との承認条件を示した上で、休止を承認した。</li> </ul> <p><b>2 募集再開時期について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年7月12日、園長が来庁し、区に対して令和4年11月もしくは12月を目途として、定員20名として園児募集を再開したいとの申し出があったが、令和4年7月28日現在で、区への正式な届出はない。</li> </ul> <p><b>3 保育士の確保状況</b></p> <p>定員20名の場合に必要な保育士の人数は6名であるが、令和4年7月26日現在、園長に保育士の確保状況を電話確認したところ、採用を決定した保育士はいないとの回答であった。</p> <p><b>4 区への対応</b></p> <p>法人に対して、具体的な改善策の実施結果及び、保育士の確保状況等について継続的に確認していく。</p>
問題点 今後の方針	園児の募集再開等について、引き続き、都と連携・協議し慎重に判断していく。

## 対応経過

年月日	実施者	内 容
R3. 8. 27	園→区	保育士が大量退職する見込みであることの第一報 令和 4 年度の新規入所を停止したいと申し出
R3. 9. 15	区→園	令和 4 年度の受け入れ可能児童数及び職員体制を照会
R3. 10. 6	園→区	令和 4 年度の受け入れ可能児童数を 30 人（0～5 歳児）に縮小したいと回答（現行定員 70 人）
R3. 10. 7	区→園	以下の 3 点について、令和 3 年 12 月 24 日までに回答を要請 ① 地域の保育需要を踏まえた定員設定の再検討について ② 保護者説明会の開催と利用者への丁寧な説明について ③ 大量退職の原因究明と再発防止策の報告について
R3. 10. 12	園→区	上記①について、受け入れ可能児童数 23 人（0～2 歳児）と回答
R3. 10. 30	園→保護者	上記②について、園が保護者説明会を開催（区傍聴）
R3. 11. 13・14	区→保護者	区主催の転園相談会を開催（いづみ保育園ホールにて）
R3. 11. 22	区→園	区保育士による保育実施状況の確認を開始（月 2～3 回）
R3. 12. 24	園→区	上記③について、令和 4 年 1 月末日まで報告期限の猶予を申し入れ。常勤保育士が必要数 9 人に対し 4 人しか確保できていないとの報告
R4. 1. 14	区→園	令和 4 年度の園児数が 0 人になる見込みを伝え、以下を要請 ④ 保育士の採用状況を踏まえた令和 4 年度の運営継続について報告すること
R4. 1. 15	園→職員	法人弁護士が、職員に対して退職原因等のヒアリングを実施
R4. 1. 21	園→区	上記③について、ヒアリング結果及び対策の提出 上記④について、令和 4 年度は定員 20 名（1・2 歳児）で保育を継続したいと回答
R4. 2. 7	園→区	4 月に在園児童がいなくなることを受け、継続意向のある保育士全員に対して退職勧奨を開始したとの報告
R4. 2. 22	園→区	大量退職の再発防止策の補足として「保育士育成及び定着における改善策計画」を提出。定員 20 人での運営に必要な常勤保育士 6 人を令和 4 年 8 月初旬までに確保し、10 月から募集再開を希望
R4. 2. 28	区→職員	退職予定の保育士へアンケート調査を送付（期限：3 月 10 日）
R4. 3. 18	区→園	保育士一斉退職の原因について保護者説明実施を要請 （園から実施日時の確答なし）
R4. 3. 27	区→保護者	区主催の保護者説明会を開催（こども支援センターげんきにて）
R4. 3. 31	園→保護者	園主催の保護者説明会を開催（リモート開催）
R4. 4. 10 ～R4. 5. 24	区	いづみ保育園から他園に転園した園児 54 人について、心理職が転園先（16 施設）に訪問し状況確認



## 対応経過

R4. 5. 23	区→園	園長ヒアリングを実施し、改善策の進捗状況等を確認
	園→区	令和4年10月としていた募集再開時期を延期したいとの申し出
	区→園	⑤ 改善策の具体的内容と募集再開の希望時期の報告を要請
R4. 6. 6	園→区	上記⑤について、「改善策計画の訂正について」を提出
R4. 7. 12	園→区	<p>休止承認申請の提出                      (区から都に7月15日進達、7月25日東京都承認)</p> <p>園長から令和4年11月もしくは12月に園児募集を再開したいとの申し出</p>

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年8月24日

件名	<b>ベビーシッター利用支援事業の新規実施について</b>										
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課										
内容	<p>東京都の補助事業を活用し、新規に「ベビーシッター利用支援事業」を実施したいため、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 実施する事業</b></p> <p>(1) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり支援） 日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要となった保護者が、ベビーシッターを利用する場合の利用料を補助し、負担軽減を行う。</p> <p>(2) 事業概要</p> <table border="1" data-bbox="469 766 1378 1124"> <tr> <td>利用対象者</td> <td>未就学児</td> </tr> <tr> <td>利用理由</td> <td>問わない</td> </tr> <tr> <td>補助額（上限）</td> <td>2,500 円／時間（夜間は 3,500 円）</td> </tr> <tr> <td>利用上限</td> <td>144 時間／年（多胎児は 288 時間）</td> </tr> <tr> <td>シッターの要件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都が認定した事業者であること</li> <li>・ 都の研修を受けていること</li> </ul> </td> </tr> </table> <p><b>2 開始時期目途</b> 令和4年10月</p> <p><b>3 利用見込み</b> 近隣区の状況を参考に積算する。</p> <p>(1) 令和4年度：12,623 千円（都補助 10/10） 就学前人口の 0.68%（187 人）が、6 か月間で 27 時間利用 <math>27,398 \text{ 人} \times 0.68\% \times 27 \text{ 時間} \times 2,500 \text{ 円} \div 187 \text{ 人} = 12,623 \text{ 千円}</math></p> <p>(2) 令和5年度：63,630 千円（都補助見込 10/10） 就学前人口の 2.60%（707 人）が、1 年間で 36 時間利用 <math>27,172 \text{ 人} \times 2.60\% \times 36 \text{ 時間} \times 2,500 \text{ 円} \div 707 \text{ 人} = 63,630 \text{ 千円}</math></p> <p><b>4 その他（他区からの情報）</b></p> <p>(1) 9 区が実施（近隣では、葛飾、江戸川、荒川）。今年度、4～5 区が新規に開始する予定とのこと（東京都）</p> <p>(2) 各区、想定以上の利用があり、時間経過とともに利用が増える傾向がある。</p>	利用対象者	未就学児	利用理由	問わない	補助額（上限）	2,500 円／時間（夜間は 3,500 円）	利用上限	144 時間／年（多胎児は 288 時間）	シッターの要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都が認定した事業者であること</li> <li>・ 都の研修を受けていること</li> </ul>
利用対象者	未就学児										
利用理由	問わない										
補助額（上限）	2,500 円／時間（夜間は 3,500 円）										
利用上限	144 時間／年（多胎児は 288 時間）										
シッターの要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都が認定した事業者であること</li> <li>・ 都の研修を受けていること</li> </ul>										
問題点 今後の方針	令和4年度の事業経費については、9月補正予算に計上予定であり、10月以降の事業実施に向け準備を進める。										

件名	<b>令和5年4月保育施設利用申込受付について</b>																										
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課																										
内容	<b>1 令和5年4月利用申込の受付</b>																										
	認可保育所、認定こども園（長時間利用）、小規模保育、家庭的保育の利用申込の受付について、以下のとおり実施する。																										
	(1) 利用申込対象施設																										
	ア 区立・私立認可保育所 イ 区立・私立認定こども園（長時間利用） ウ 地域型保育（小規模保育・家庭的保育）																										
(2) 利用申込案内の配布																											
ア 開始日																											
令和4年10月24日（月）から																											
イ 配布場所																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>配布場所</th> <th colspan="3">配布時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども施設入園課 （区役所中央館3階）</td> <td colspan="3" rowspan="2">開庁日の午前8時30分から午後5時15分</td> </tr> <tr> <td>足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）</td> </tr> <tr> <td>区立・私立認可保育所 区立認定こども園</td> <td colspan="3">開園時刻から閉園時刻まで</td> </tr> </tbody> </table>			配布場所	配布時間			子ども施設入園課 （区役所中央館3階）	開庁日の午前8時30分から午後5時15分			足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）	区立・私立認可保育所 区立認定こども園	開園時刻から閉園時刻まで												
配布場所	配布時間																										
子ども施設入園課 （区役所中央館3階）	開庁日の午前8時30分から午後5時15分																										
足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）																											
区立・私立認可保育所 区立認定こども園	開園時刻から閉園時刻まで																										
(3) 利用申込受付期間																											
令和4年11月18日（金）～12月5日（月）																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受付場所・方法</th> <th colspan="3">○…受付可 ×…受付不可</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>土</th> <th>日・祝</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区役所特設会場 （場所未定）</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>11/27のみ</td> <td>【受付時間】 午前9時から午後4時</td> </tr> <tr> <td>郵送申請</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>11月30日（水）必着</td> </tr> <tr> <td>オンライン申請</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>24時間受付</td> </tr> </tbody> </table>			受付場所・方法	○…受付可 ×…受付不可			備考	平日	土	日・祝	区役所特設会場 （場所未定）	○	×	11/27のみ	【受付時間】 午前9時から午後4時	郵送申請	○	○	○	11月30日（水）必着	オンライン申請	○	○	○	24時間受付
受付場所・方法	○…受付可 ×…受付不可			備考																							
	平日	土	日・祝																								
区役所特設会場 （場所未定）	○	×	11/27のみ	【受付時間】 午前9時から午後4時																							
郵送申請	○	○	○	11月30日（水）必着																							
オンライン申請	○	○	○	24時間受付																							

(4) スケジュール

令和4年10月24日(月)	利用申込案内の配布開始
11月上旬	施設・年齢毎の募集人数公開
11月18日(金)	利用申込受付開始
12月5日(月)	利用申込受付締切
12月～	利用調整
令和5年2月上旬	利用調整結果の通知・連絡

**2 令和5年4月入所における主な見直し点**

保育施設等の利用調整に係る調整指数の一部について、以下のとおり見直しを行う。なお、実施は令和5年4月利用調整分から適用する。

(1) 調整指数表中の東京都認証保育所などに預託している場合（調整指数番号18）の改正（加点2点）

ア 改正内容

預託期間「2か月以上」の規定を廃止し、預託期間にかかわらず契約上有償、かつ、月ぎめで預託している場合に2点加点する。

イ 改正理由

待機児童がほぼ解消され、預託期間で指数差を設ける必要性がなくなったため。

(2) 認可外保育施設を年齢上限等により卒園する場合の調整指数表への追加（加点4点）

ア 改正内容

4月入所審査に限り、認可外保育施設に在籍している児童が年齢上限による卒園、または、施設都合による途中退所となる場合に4点加点する。

イ 改正理由

これまで調整指数番号25番「足立区教育委員会が特に必要と認める場合」を適用して加点していたが、保護者に対してより丁寧に周知する必要があるため。

**3 小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児の先行利用調整**

小規模保育・家庭的保育（保育ママ）等を卒園する児童全員を対象とし、区内全体で受入枠を確保した上で、一般分に先行して入所申込を受け付ける「先行利用調整」を実施する。

(1) 対象施設・対象者

ア 連携実施園（メリーポピンズ北千住ルーム）を除く、全ての小規模保育・家庭的保育（保育ママ）を卒園予定の2歳児

イ 青井おひさま保育園を卒園予定の2歳児

ウ コンビプラザ東和三丁目保育園を卒園予定の2・3歳児

(2) 募集人数

200人（見込数）

- ※ 募集人数は各園の意向によって増加する可能性がある。
- ※ 先行利用調整に申込みしない場合、または、待機になった場合でも、通常の令和5年4月入所申込が可能

【参考】過去の申込状況等

年月	申込者数	内定者数	内定率
令和3年4月	110人	106人	96%
令和4年4月	142人	113人	80%

- ※ 待機になった方も最終的に保育施設または幼稚園に内定している。

4 保育コンシェルジュによる相談体制

令和5年4月利用申込に向け、個々のニーズや状況に適した保育施設の案内や情報提供を行うほか、相談者が抱える悩みについても解決できるよう専門窓口へつなぐなど、きめ細やかな相談を実施していく。

【参考】令和3年度利用者数

単位：人

場所	利用者数	前年度比
区役所	2,151	108
オンライン相談（※1）	427	皆増
子育てサロン	188	▲57
オンライン説明会（※2）	27	皆増
保健センター等（※3）	—	▲55
合計	2,793	450

- ※1 令和3年4月から個別相談を実施
- ※2 令和4年2月から複数人の参加者を対象に実施
- ※3 ファミリー学級事業縮小のため、出張相談を中止中
  - ・ 子育てやお子さんの発達に関する悩みなど保育サービス以外の相談36件に対応

問題点  
今後の方針

- 4月入所利用申込受付に係る特設会場として、昨年度は区役所本庁舎中央館2階区政情報課前エリアを利用したが、今年度は新型コロナウイルスワクチン集団接種会場となる可能性があるため、受付会場の変更を視野に入れて準備を進める。
- あだち広報10月25日号に案内記事を掲載するほか、区ホームページでも周知を図る。また、利用調整後の空き状況等に応じて、更なる利用調整の実施を検討する。

足立区保育施設等の利用調整実施要綱別表（調整指数表） 新旧対照表（案）

改正前			改正後		
番号	条 件	指数	番号	条 件	指数
1～17	略	略	1～17	略	略
18	就労開始、復職等により保育が必要となったため、東京都認証保育所（家庭的保育（保育ママ）・小規模保育は除く）などに契約上有償、かつ、月ぎめで2か月以上前から預託している場合	2	18	就労開始、復職等により保育が必要となったため、 <u>東京都認証保育所などに契約上有償、かつ、月ぎめで預託している場合</u>	2
19～20	略	略	19～20	略	略
			<u>21</u>	<u>認可外保育施設の在籍児で、年齢上限による卒園等により、4月から新たに利用を希望する場合</u>	<u>4</u>
21	略	略	<u>22</u>	略	略
22	略	略	<u>23</u>	略	略
23	略	略	<u>24</u>	略	略
24	略	略	<u>25</u>	略	略
25	足立区教育委員会が特に必要と認める場合	略	<u>26</u>	足立区教育委員会が特に必要と認める場合	略
26	略	略	<u>27</u>	略	略
※ 1	略		※ 1	略	
2	番号4～6、11～12、15～16及び18・20については、それぞれ重複して加算しないものとする。		2	番号4～6、11～12、15～16及び <u>18・20・21</u> については、それぞれ重複して加算しないものとする。	
3～7	略		3～7	略	

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年8月24日

件名	保育施設の臨時休園等に伴う保育料の還付誤りについて														
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課														
内容	<p>新型コロナウイルス感染症による保育施設の臨時休園等に伴い、令和4年1月分保育料を誤って過大に還付したことについて、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 概要</b>          新型コロナウイルス感染症による臨時休園等で登園しなかった児童については、保育料を日割り計算の上、減額している。          しかし、令和4年1月分保育料の日割り計算の過程で二重に減額処理を行い、保育料を過大に還付してしまった。</p> <p><b>2 誤った還付金額</b>          4園 計118件 総額279,610円</p> <p><b>3 経過</b></p> <table border="1" data-bbox="443 1133 1414 2045"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 1133 775 1189">時期</th> <th data-bbox="780 1133 1414 1189">経過の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 1196 775 1341">令和4年2月18日</td> <td data-bbox="780 1196 1414 1341">各保育施設に対して、令和4年1月1日～25日までの臨時休園に関する調査を依頼した（1回目の調査）。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1348 775 1451">令和4年2月末～ 3月初旬</td> <td data-bbox="780 1348 1414 1451">1回目の調査に基づき、日割り減額入力を行った（1回目の日割り計算）。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1458 775 1603">令和4年3月23日</td> <td data-bbox="780 1458 1414 1603">各保育施設に対して、令和4年1月26日～31日までの臨時休園に関する調査を依頼した（2回目の調査）。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1610 775 1771">令和4年3月末～ 4月初旬</td> <td data-bbox="780 1610 1414 1771">既に1回目の日割り減額入力済の4園について、2回目の調査結果を誤って入力してしまった（2回目の日割り計算）。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1778 775 1926">令和4年6月3日</td> <td data-bbox="780 1778 1414 1926">臨時休園期間等の入力内容を確認していた際に、令和4年1月分の保育料が二重に減額処理されていることが判明した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1933 775 2045">令和4年6月13日</td> <td data-bbox="780 1933 1414 2045">正確な保育料が確定したため、対象者へ謝罪文書を発送した。</td> </tr> </tbody> </table>	時期	経過の内容	令和4年2月18日	各保育施設に対して、令和4年1月1日～25日までの臨時休園に関する調査を依頼した（1回目の調査）。	令和4年2月末～ 3月初旬	1回目の調査に基づき、日割り減額入力を行った（1回目の日割り計算）。	令和4年3月23日	各保育施設に対して、令和4年1月26日～31日までの臨時休園に関する調査を依頼した（2回目の調査）。	令和4年3月末～ 4月初旬	既に1回目の日割り減額入力済の4園について、2回目の調査結果を誤って入力してしまった（2回目の日割り計算）。	令和4年6月3日	臨時休園期間等の入力内容を確認していた際に、令和4年1月分の保育料が二重に減額処理されていることが判明した。	令和4年6月13日	正確な保育料が確定したため、対象者へ謝罪文書を発送した。
時期	経過の内容														
令和4年2月18日	各保育施設に対して、令和4年1月1日～25日までの臨時休園に関する調査を依頼した（1回目の調査）。														
令和4年2月末～ 3月初旬	1回目の調査に基づき、日割り減額入力を行った（1回目の日割り計算）。														
令和4年3月23日	各保育施設に対して、令和4年1月26日～31日までの臨時休園に関する調査を依頼した（2回目の調査）。														
令和4年3月末～ 4月初旬	既に1回目の日割り減額入力済の4園について、2回目の調査結果を誤って入力してしまった（2回目の日割り計算）。														
令和4年6月3日	臨時休園期間等の入力内容を確認していた際に、令和4年1月分の保育料が二重に減額処理されていることが判明した。														
令和4年6月13日	正確な保育料が確定したため、対象者へ謝罪文書を発送した。														

#### 4 原因

- (1) 臨時休園が急増した1月は、これまで月1回行っていた日割り減額処理を月2回に増やし、職員による個別処理からデータを活用した一括処理に事務処理フローを変更した。
- (2) 処理方法の変更に関する引継ぎが十分でなく、今回対象となった児童の保育料が既に1回目調査で日割り減額されたものという認識がなかった。

#### 5 処理状況

対象者に連絡し、納付方法を確認の上、返還処理を進めている。

令和4年8月9日現在

状況	件数	返還予定額	返還済額	残額	
納付済み	92件	222,890円	222,890円	0円	
一部納付済み	10件	37,970円	24,950円	13,020円	
未納付	納付手続き中 (※1)	15件 (※1)	18,070円	0円	18,070円
	未確認 (※2)	1件	680円	0円	680円
合計	118件	279,610円	247,840円	31,770円	

※1 一括納付13件、分割納付2件

※2 連絡の取れない対象者は、保育施設経由で個別対応中

#### 6 対策

- (1) 業務ごとに班編成を行い、事務処理に漏れ、誤りが無いようにする。
- (2) 事務処理フローを作成し、業務が見える化した上で、引き継いでいく。

問題点  
今後の方針

上記の対策を徹底し、事務処理誤りが起こらないようにする。  
また、過大に還付した保育料については、対象の保護者の方に対して負担の少ない方法で返還をお願いしていく。